

事務連絡
令和5年10月2日

各地区協議会	書記長	殿
各都道府県空手道連盟	事務局長	殿
各競技団体	事務局長	殿
各協力団体	事務局長	殿

公益財団法人全日本空手道連盟
事務局長 高橋昇（公印省略）

公益財団法人全日本空手道連盟組手審判試験問題の更新について

日頃より大変お世話になっております。

さて、10月8日から開催する特別国民体育大会かごしま国体から、全空連主催大会においては新ルールを運用してまいります。それに伴い、全国組手審判講習会審査会並びに地区組手審判講習会審査会も、新ルールにより実施いたします。

つきましては、組手審判試験問題を新ルールに合わせて更新しました。添付しますので、貴団体内にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、更新情報は全空連ホームページにも掲載いたします。

公益財団法人 全日本空手道連盟

組手競技 組手審判試験問題

答案用紙は試験官に提出すること。解答は全て答案用紙に記入すること。氏名、番号、その他必要事項を答案用紙に記入のこと。

試験会場では、その他の用紙又は本を机上に置いてはならない。試験中、他の受験者と話し合ったり、カンニングが発見された場合は、不合格となる。試験の手順等について不明な点がある場合は、試験官に質問すること。

組手試験問題

正誤問題

全ての状況に当てはまる場合は答案用紙の“正”の欄に、そうでない場合は“誤”の欄に“X”を記入のこと。各問1点。

1. 競技場が高台になっている場合は、更に1m、合計3mを四方に確保する必要がある。
2. 宗教的なヘッドウェアを任意に着用することができる。
3. 空手着の上着は、太腿の4分の3以上の長さであること。
4. 空手着のズボンは、少なくとも脛の3分の2以上の長さでなければならない。
5. 空手着の袖は、手首の長さ以上あってはならない。
6. 空手着の袖が長すぎて、時間内に適切な代替品が見つからない場合、主審は袖を内側に捲ることを許可することができる。
7. 競技者は、髪に1~2個の目立たないゴムバンド又はポニーテールリテーナー（留め具）を使用することができる。リボン、ビーズ、その他の装飾は禁止される。
8. イヤリングは、テープで覆われていれば許可される。
9. 金属製の歯（歯科）矯正器具は、主審及びオフィシャルドクターの承認があれば、競技者の自己責任において着用することができる。
10. 競技者は、試合開始時及び終了時に、互いに正しく礼をしなければならない。
11. コーチは、団体戦の試合中に出場競技者の順番を変更することができる。
12. 個人戦で出場者が負傷した場合、コーチは組織委員会に先に連絡すれば、代わりの選手を出場させることができる。
13. 各ジャッジは、赤と青の旗、又は電子信号装置を装備しなければならない。
14. 両チームの勝利数及び勝ち点が同じ場合は、決定戦を行う。
15. 監査は、安全域のすぐ外側に着席し、笛のみを装備する。
16. 棄権は、競技者がそのカテゴリーから違反となることを意味する。
17. 4cm以上のヒールは、ユニフォームと一緒に着用することはできない。
18. シニア男子の試合時間は3分、女子、カデット及びジュニアの試合時間は2分である。
19. 団体組手のメンバーは、空手着の種類を問わず着用することができる。
20. チームメンバーは、異なるタイプのストライプを使用することができる。
21. 試合中に紐が取れてしまった場合も、上着を替える必要はない。
22. 競技者は、如何なる白の空手着を着用することができる。
23. 中段蹴りと突きの速いコンビネーションは、それぞれ得点となり1本が与えられる。

24. シニアの試合において、喉への軽い「グローブタッチ」は、負傷がない限り、ウォーニング又はペナルティは科せられない。
25. 股間への蹴りは、故意でなければペナルティは科せられない。
26. 2023年より、14歳以下の競技者は、WKF公認の保護ヘルメットの着用が認められ、2024年1月1日以降は義務付けられる。
27. 試合残り時間15秒を切った時点で先取が取り消された後、競技者双方に先取を与えることはできない。
28. 先取を与えられた競技者が、残り時間15秒を切った時点で、戦いを回避したとしてカテゴリー2のウォーニングを科せられた場合、その競技者は自動的に利点を失う。
29. 任意の宗教的なヘッドウェアは、JKFの承認が必要である。
30. 大会実行委員長又は大会実行委員会は、コーチがトラックスーツの上着の代わりに、Tシャツの着用を許可することができる。
31. 反則注意は、相手の反則により、競技者の勝利の可能性が著しく低下した場合に与えられる。
32. Exchangeとは、試合中時計が動いている時間をいう。
(Exchangeとは試合が中断され、時計が止められるまでの時間をいう。)
33. 体重の許容範囲は、男女とも0.5kgである。
34. 反則は重大な規定違反に対し、科せられる。
35. 失格は、ウォーニングが科せられた後でなければ科せられない。
36. 悪意がある行為に対する正しいペナルティは、反則ではなく失格である。
37. 悪意ある行為に対する正しいペナルティは、反則である。
38. コーチ又は競技者以外の者の行為が、空手道の威信と名誉を損なうと判断された場合、競技者に失格を科すことができる。
39. 体重クラスの上限、下限の許容範囲は同じとする。
40. 個人戦は、総当たり戦、準々決勝、準決勝、決勝が適用される。
41. 得点の決定には、5つの基準がある。
42. 男子団体戦では、初回ラウンドに最低5名の競技者が必要。
43. 男子団体戦は、メンバー5名から7名で構成され、1ラウンドは5名で競う。
44. 女子団体戦では、初回ラウンドに最低2名の競技者が必要。
45. 総当たり戦では、各カテゴリー最大32名の競技者を4名ずつ8グループに分ける。
46. 最初のウォーニングの後、コーチが妨害し続けた場合、主審は試合を中止し、再度コーチに近づきタタミから退場するよう告げる。
47. 青が競技場外に出た瞬間に赤が得点した場合、得点とウォーニング又はペナルティの両方を与えることができる。
48. もし、競技者がエリアから物理的に押し出された場合は、場外が科せられる。
49. プレミアリーグの大会では、準々決勝と準決勝でファイナリストに負けた競技者が銅メ

ダルを競う。

50. グループ内の2名以上の競技者が同ポイントで引き分けとなった場合、大会開催日における世界ランキングのトップを考慮すべき第一基準とする。
51. 反則により違反となった競技者が、競技を続行することは可能である。
52. 主審が止めを宣告する前に、得点し場外となった選手には、場外を与えない。
53. 試合終了のベルの後は、競技者にペナルティを科すことはできない。
54. ジュニア大会において、顔面、頭部又は頸部への技で負傷させた場合、負傷した競技者の過失でない限り、注意が与えられるか、又はペナルティが科せられる。
55. カデット及びジュニア大会では、上段蹴りの最も軽微な接触（スキンタッチ）は、負傷がない限り許される。
56. シニア大会では、上段突きの軽微な接触、及び上段蹴りにはより大きな接触が許される。
57. 予選を通過した競技者が、総当たり戦予選ラウンド終了時に不正行為により失格となることはない。
58. 本ルールに記載されていない競技形式を適用する場合は、大会要項で明確に通知しなければならない。
59. コーチの悪い行為により、競技者が失格となることはなく、退場を命じられることもない。
60. ジャッジはスコアを確認したら、直ちにジョイスティックで合図する。
61. 審判団は、タタミ・マネージャー1名、タタミ・マネージャー・アシスタント3名で構成される。
62. 各試合の審判団は、主審1名、ジャッジ4名、マッチスーパーバイザー1名で構成される。
63. 試合開始後、マウスピースを装着していないことが判明した場合、その競技者は違反となる。
64. 主審は、全ての指示とアナウンスを行う。
65. 組手の試合時間は、14歳以下は1.5分である。
66. ジャッジ3名が赤に得点を合図した場合、主審はそれが間違いであると判断しても試合を中止しなければならない。
67. 2名以上のジャッジが同じ競技者に得点を合図した場合、主審は試合を止めなければならない。
68. 試合の計測は、主審が開始の合図をした時に始まり、主審が止めを宣言した時又はタイムアップとなった時に終了となる。
69. 組手試合の審判団は、主審1名、ジャッジ4名、マッチスーパーバイザー1名、スコアキーパー1名で構成される。
70. 競技者が滑って胴体がタタミに接触していない状態で転倒し、直ちに得点された場合は、相手に1本が与えられる。

71. 競技者のコーチ又はその公式代表者のみ、抗議することができる。
72. 主審が時間終了合図を聞き逃した場合、マッチスーパーバイザーが笛を吹く。
73. 試合開始時のみ、競技者はお互いに正しく礼をしなければならない。
74. 個人戦において、自ら試合を辞退した競技者は棄権となり、対戦相手に追加 8 ポイントが与えられる。
75. 残心とは、技が決まった後にも継続して取り組む状態をいう。
76. 主催者が整列前に用具のチェックを行った場合でも、用具が規定に準じていることを確認するのは監査の責任である。
77. 競技場内の競技者が、場外の競技者に対して得点することができる。
78. 後しばらくは、「残り試合時間 15 秒」を意味する。
79. 後しばらくは、「残り時間 10 秒」を意味する。
80. 喉への「スキンタッチ」は、シニア競技に限り認められる。
81. 団体戦の試合終了時に無得点の場合、主審は判定を要求する。
82. 防御に何度も失敗した後の過度の接触は、無防備の対象となる。
83. 負傷がある場合でも、誇張のため罰せられることがある。
84. 主審は、勝者を「青（赤）の勝ち」と宣言し、必要であれば、判定により引き分けを解消する。
85. 試合終了時に同点の場合、審判団（主審及び副審 4 名）は判定により決定する。
86. 審判団が競技規定に反した判定をした場合、マッチスーパーバイザー（監査）は直ちに笛を吹く。
87. 技が対戦相手のポイントになった場合でも、連続技による息切れや衝撃への反応に対し、罰則を科してはならない。
88. 団体戦における代表戦はない。
89. 連続技のうち、最初に正しく行われた技のみが得点となる。
90. 無許可の用具や規定違反の空手着で競技場に現れた競技者は、服装を正す時間として 1 分間が与えられ、コーチは自動的にその試合のコーチ資格を失う。
91. 衝撃の結果、競技者の息が切れた場合は、試合を再開する前に息を整える時間を与えられるべきである。
92. 上段とは、肩と鎖骨の上の部分を目指す。
93. 1 本は上段蹴り又は足の裏以外の部分がタタミに触れている相手に対する技に対して与えられる。
94. 反則注意は、負傷を装った場合に科せられる。
95. 反則は、1 回目の負傷の誇張に科せられる。
96. 中段技を受け、息を切らすのは、技のコントロールの欠如を示す。
97. 負傷を誇張した競技者には、直接反則を科すことができる。
98. 試合中止・中断が宣告された後の技は、有効であっても得点とはならず、違反者に罰則

が科せられる場合がある。

99. カデット組手では、負傷がない限り上段蹴りのスキンタッチが許される。
100. 試合開始前に、タタミマネージャーは、競技者のメディカルカードをチェックする。
101. 組合せ表の記載に誤りがあり、間違った競技者が出場した場合、後から変更することはできない。
102. 試合終了のブザーと同時に出示された有効技は有効である。
103. 競技者が負傷し、それが自己の責任によるもの（無防備）と判断された場合、主審は相手にウォーニング又はペナルティを与えない。
104. 監査は、スコアが有効かどうかなど判定に関する投票権や権限を有しない。
105. 背中への突きに対しては、常に有効が与えられる。
106. 16歳以上の競技者のカテゴリーでは、「スキンタッチ」が許される。
107. 主審の指示に従わない競技者には、失格が科せられる。
108. スコアスーパーバイザー（記録主任）は、競技規定に反する行為があった場合、主審に試合の中止を求める。
109. 連続技において、1つ目の技が有効、2つ目の技が罰則に値する場合は、両方を与えるものとする。
110. スキンタッチとは、頭や体に衝撃を伝えることなく攻撃部位に触れることである。
111. 床に横たわった状態で得点することは不可能である。
112. JKFが認定した用具を着用していない競技者には、認定品に交換する時間として2分間が与えられる。
113. 組手で負傷し、10秒ルールで棄権した競技者は、形競技に出場することはできない。
114. 大会ドクターが続行不可能と判断した負傷者は、その競技に再出場することはできない。
115. 競技者が試合終了後、競技場内で悪質な行為をした場合、主審は失格を与えることができる。
116. 失格を科す場合、マッチスーパーバイザー（監査）は、投票権を有する。
117. 男子団体戦において、1チームが3試合に勝利した場合、その時点で試合は終了となる。
118. 女子団体戦で、2試合に勝利した場合、その時点で試合終了となる。
119. 相手を掴み、即座に技を出さなかった場合、又は投げなかった場合、主審は「止め」を宣告する。
120. 副審が、技が実際に攻撃部位に達したかどうか確信が持てない場合、得点の合図をすることができる。
121. 空手道の威信と名誉を傷つける行為をした競技者には、反則が科せられる。
122. 競技者の行為が危険と判断され、故意に禁止行為に関する規則に違反した場合は、失格が科せられる。

123. 試合終了の合図後に出された正確な技は、有効である。
124. 「分かれて」以降の正確な技は有効である。
125. 副審が実際の技の極めを見ることができなくても、ポイントを合図することができる。
126. 判定において、副審3名が赤の勝利を合図し、副審1名が青の勝利を合図した場合、主審は赤の勝ちとしなければならない。
127. ポイントや先取でリードしている競技者に不活動を与えることはできない。
128. 特定の競技に指定されたコーチのみが、競技場に近くに割り当てられたコーチ席から競技者を指導することができる。
129. 競技者が10秒以内に立ち上がらない場合、主審は「棄権」を宣告し、相手の「勝ち」を告げる。
130. 競技者が投げられ、体の一部が競技場外に着地した場合、主審は、すぐに「止め」を宣告する。
131. 競技者は、コーチに対してビデオレビューの要求を合図することはできない。
132. 競技者の診察は、タタミの外で行う。
133. 副審がジョイスティックの持ち手を間違えている場合、監査は笛を吹かなければならない。
134. 全ての組手競技者は、ガムシールド（マウスピース）の着用が義務付けられている。
135. 投げの後、主審は最大2秒間、得点の時間を与えることができる。
136. 強い横蹴りで得点し、相手を場外に追い出した場合、主審は技ありを与え、相手には場外のウォーニング又はペナルティを科す。
137. 公式な抗議があった場合、その結果が出るまで、その後の試合は延期されなければならない。
138. 各副審は、タタミの四隅に着席する。
139. 主審が負傷させた技に対してポイントを与えた場合、マッチスーパーバイザー（監査）は、試合中止の合図をする。
140. 主審が試合終了ベルを聞き逃した場合、スコアキーパー（記録係）は笛を吹く。
141. 掴み合いを止めるための「分かれて」は、試合のどのタイミングでも出すことができる。
142. 主審が失格を与える場合、副審を呼び、簡単な相談をすることができる。
143. 試合中に負傷し治療が必要な場合、3分間が与えられる。その後、主審はその競技者を試合続行不可とするか、又は更に時間を与えるかを決定する。
144. 試合残り時間15秒未満で場外となった競技者には、少なくとも「注意」が科せられる。
145. 間違った競技者に与えられた得点を訂正する場合、主審は間違った得点を与えられた競技者の方を向き、「取りません」の合図をした後、対戦相手に得点を与える。
146. 競技者がコントロールされた中段蹴りで得点した後、誤って相手の顔面を殴り、軽傷

を負わせた場合、技ありとウォーニングを与える。

147. 負傷した競技者が治療を受け、大会ドクターが試合続行可能と判断した場合、主審はドクターの判断を覆すことはできない。
148. 主審は、副審の合図がなくても試合を中止することができる。
149. 主審が「分かれて」をコールした後、コーチはビデオ要求をすることができない。
150. 「戦いを避ける」とは、競技者が時間を浪費する行為によって、相手に得点の機会を与えないようにすることをいう。
151. 「続けて」は、「分かれて」が先行しない限り、試合残り時間が15秒未満の場合は使用されない。
152. 団体戦において、競技者双方が負傷して試合続行が不可能となり、得点が同点の場合、主審は引分けを宣言する。
153. 試合時間が残り15秒未満で、負けている競技者が必死に同点にしようとして場外となった場合、少なくとも反則注意が科せられる。
154. 帯の下への技は、得点にはならない。
155. 肩甲骨への技は、得点となる。
156. 赤が誤って青の臀部を蹴り、青が試合続行不可能となった場合、青に棄権が与えられる。
157. 持久力不足で明らかに息切れしている場合、主審は回復の時間を与えるため試合を中断する。
158. 8ポイントリードの競技者が勝者となる。
159. 時間終了時点で、最も多くのポイントを獲得した競技者が勝者となる。
160. 分かれてのコールと同時の技は、正しい技であっても罰則が科せられる。
161. 公式ウォーニングには2段階ある。
162. 注意は、軽微な違反に対し、最大3回まで科すことができる。
163. 注意がまだ3回科せられていない場合、反則注意を科すことはできない。
164. 無防備のウォーニング又はペナルティは、競技者が自己の過失により技があたった場合、又は負傷した場合のみ与えられる。
165. 自己の過失により技が当たり、その影響を誇張した競技者には、無防備又は誇張のウォーニング又はペナルティを科すべきである。が、その両方が科せられることはない。
166. 競技者が良い中段蹴りをし、相手はその足を捕らえた場合、得点とはならない。
167. 競技者が6つの採点基準を全て満たす上段蹴りをし、相手が蹴りを阻止するために手を上げ、その手が自分の顔に軽く当たった場合、蹴りは効果的に阻止されなかったため、主審は1本を与えることができる。
168. 男子チームは、2名で出場することができる。
169. WKF公認広告は、空手着の左袖に表示する。
170. 国連盟が空手着に広告を貼ることは禁止される。

171. 棄権を受けた組手競技者は、そのトーナメントに再出場することはできない。
172. 代表戦は、団体戦にのみ行われる。
173. 主審が一方の競技者に得点を与え、他方に無防備を与えた場合、監査は笛を吹かなければならない。
174. 重大な行為、規律違反、悪質な行為は、反則注意に値する。
175. 国際大会では、主審は競技者と同じ国籍であってはならないが、両コーチの同意があれば、副審の1人は同国籍であってもよい。
176. マッチスーパーバイザー（監査）は、主審及び副審とともに整列する。
177. コーチは安全域の外で、オフィシャルテーブルに向かってそれぞれの側に着席する。
178. 主審が一方の競技者に得点を与え、他方に誇張を与えても、監査は干渉する必要はない。
179. 団体戦において、審判団のメンバー（全員が必要な資格を有している場合）は、試合毎にローテーションする。
180. 団体戦において、メダル獲得戦のみ、審判団のメンバーが試合ごとにローテーションする。
181. 主審は、安全域を含むタタミ全体を動き回ることができる。
182. 女子の競技者は、チェストプロテクターを着用しなければならない。
183. 女子の競技者は、ボディプロテクターがあればチェストプロテクターは必要ない。
184. 赤と青の帯は、個人の刺繍やマークがないものでなければならない。
185. 失格の可能性がある場合、主審は判定を下す前に、1名以上の副審を呼び、簡単な相談（副審集合）をすることができる。
186. 競技者は、個人名の刺繍のない白い空手着を着用しなければならない。
187. メダル獲得戦に限り、空手着に個人名の刺繍を入れることができる。
188. 接触が強すぎたと主審が判断した場合でも、競技者の勝利の可能性を減少させなければ、注意が与えられる。
189. 負傷の原因となる技は、負傷した競技者の過失によるものでない限り、ウォーニング又はペナルティの対象となる。
190. 接触に対する明らかな過剰反応は、注意が科せられる。
191. 主審が試合を止める前に、副審が得点やウォーニングを示すことはできない。
192. 明らかな誇張は、反則となる。
193. 負傷を装った場合、軽微であっても、最小限のウォーニングである注意のみが科せられる。
194. よろめいたり、床に倒れたり、立ち上がってはまた倒れる等の明らかな装いには、直接失格が科せられる。
195. 副審によりポイントとして判定された技による負傷を装う行為は、少なくとも反則注意が科せられる。

196. 止めの前に連続技のうち1つ以上の技が得点となった場合、副審は高い方の技を表示しなければならない。
197. 団体戦において、代表戦で無得点の場合、又は同点で先取がない場合は、判定により勝敗を決める。
198. 場外は相手に起因しない状況で競技者が競技場から出た時に発生する。
199. 後しばらくの時点で、逃げ回ったり、戦いを避けたり、又は時間を浪費した場合、最小限のウォーニングは、反則注意である。
200. 投げの支点は、相手の腰の高さより上であってはならない。また、相手が安全に着地できるように相手を掴んでいなければならない。
201. 落下の衝撃を和らげるため、相手の空手着を掴み続けることは許されない。
202. 時間終了後の技に対して主審が得点を与えた場合、監査は干渉する必要はない。
203. 有効は、1ポイントに値する。
204. 技ありは、2ポイントに値する。
205. 1本は、3ポイントに値する。
206. 各試合前に競技者が認定の安全具を着用しているかどうかを確認するのは、監査の義務である。
207. 各試合前に競技者が認定の安全具を着用しているかどうかを確認するのは、タタミマネージャーの義務である。
208. コーチはIDカードを、競技者またはチームのIDカードとともに、公式テーブルに提示しなければならない。
209. 技ありは、中段蹴りに対して与えられる。
210. 立っている、又は足と胴体以外の体の一部がマットについている状態で、競技者の7つの攻撃部位のいずれかに出された突き又は打ちには、有効が与えられる。
211. 1本は上段蹴りと、投げられたり、自ら倒れたり、足以外の体の一部がマットについている状態の相手への得点技に与えられる。
212. 個人戦は、引き分けとすることはできない。
213. 不活動は、どの競技者にもいつでも与えることができる。
214. 不活動は、試合の最初の15秒間は与えられない。
215. 頭部、膝、又は肘を使った模擬攻撃は違反である。
216. 試合終了15秒前（後しばらく）に戦いを避けた場合、少なくとも反則注意となり、先取を失うことになる。
217. 代表団のヘッドコーチは、審判団の判定について抗議することができる。
218. 組手試合では、マットの中心から1mの距離で2枚のマットを反転させ、赤い面を上にし、競技者の境界を形成する。
219. 上着の紐は結ばなければならない。
220. 試合開始時は、紐のない上着を着用することができる。

221. 個人戦では、抽選後に出場者を交代することができる。
222. メダル獲得戦では、男性コーチはダークスーツ、ワイシャツ、ネクタイの着用が義務付けられる。
223. メダル獲得戦では、女性コーチは、ダークカラーのワンピース、パンツスーツ、又はジャケットとスカートの組み合わせのいずれかを着用することができる。
224. メダル獲得戦において、女性コーチは宗教的なヘッドウェアを着用することはできない。
225. 競技者が主審の指示に従わない場合、又は逆上した場合、自動的に反則が科せられる。
226. 競技者は、試合と試合の間に、標準的な試合時間と同じだけの休憩時間を取ることはできない。
227. 不活動は、試合終了 15 秒未満で与えることはできない。
228. 試合中又は試合直後の跪くなど過度に喜びを表現する行為、政治的又は宗教的表現は禁止されており、理事会が定める抗議料に相当する罰金が科せられる場合がある。
229. 総当たり戦において、競技者が棄権又は失格となった場合、それまでの試合結果は全て無効となる。
230. 片手で相手の腕や空手着を掴むことは、即座に得点技やテイクダウンを試みる場合にのみ許される。
231. 試合中、両手で相手を掴むことは決して許されない。
232. ビデオレビュー・スーパーバイザーを任命するのは、タタミマネージャーの義務である。
233. 1 本と技ありの数が同数の場合、勝敗は判定により決定される。
234. 個人戦において、競技者が同点で双方に先取がない場合、最初の判定基準として1本の数が多い競技者を勝者とする。
235. 2名以上の副審が同じ競技者に得点を合図し、その得点が異なる場合、高い方を適用する。
236. 競技者が 10 秒ルールで競技を中止された場合、タタミマネージャーは公式記録席に通知しなければならない。
237. タイムキーパー(時計係)は、試合中に負傷し治療を必要とする競技者の 3 分カウントを開始する責任がある。
238. 競技者が相手を掴み、すぐに技や投げを行わなかった場合、主審は止めを宣告する。
239. 主審は、手合図と赤／青の勝ちの宣言で勝者を示す。引き分けの場合も同様に行う。
240. 競技者が相手を掴んだ場合、主審は競技者が投げや技を行うために数秒の猶予を与える。
241. コーチ又は NF (国内連盟代表) は、タタミマネージャーに正式な抗議を要請する。
242. 主審は、副審の意見がなくても試合を中止し、得点を与えることができる。
243. 10 秒ルールの状況で主審がドクターを呼ばない場合、監査は笛を吹かなければならな

い。

244. 勝利チームは、先取により勝利した試合を除き、勝ち試合数の最も多いチームである。
245. 赤帯と青帯の長さは、太腿の4分の3以内の長さでなければならない。
246. コーチまたはNF(国連盟代表)が適切なタイミングで抗議文を提出しなかった場合、その抗議文は却下されることがある。
247. 副審が技を得点と判断し、競技者が負傷を装った場合の正しいペナルティは、反則である。
248. 抗議に関与したオフィシャルの情報は、タタミマネージャーが記入する。
249. 棄権とは、競技者がそのカテゴリーの出場資格を失うことを意味するが、他のカテゴリーへの参加には影響しない。
250. 競技者は、試合の合間に、標準的な試合時間と同じ時間の休息时间を取る権利がある。例外として、安全具の色を変える場合は、5分間に延長される。
251. いずれの試合においても、試合終了後、同点の場合、先取を有する競技者が勝者となる。
252. 先取とは、一方の競技者が相手よりも最初に得点することを意味する。
253. 双方の競技者が同時に得点した場合、先取は与えられず、その後で先取を獲得する可能性を保持する。
254. 競技者が倒れたり、投げられたり、倒されたりして、すぐに立ち上がれない場合、主審はドクターを呼ぶと同時に1秒ごとに指で示しながら10カウントを開始する。
255. タイムキーパー(時計係)は、試合終了15秒前に、音声による合図を行い、主審は後しばらくを告げる。
256. 後しばらくの後に主審が不活動に対しウォーニング又はペナルティを与えた場合、監査は黙っていなければならない。
257. 個人戦では、引き分けを宣言することができる。
258. 全ての競技システムにおいて、コーチは競技者に対して1枚のビデオレビューカードを許可される。
259. 4人1組の総当たり戦では、コーチは競技者1名につき1枚のVRカードを許可される。
260. 競技者は、コーチに対して、ビデオレビューを求めるようリクエストすることができる。
261. 副審が得点の高い技に対して、低い得点を与えたとコーチが判断した場合、コーチはビデオレビューを要求することができる。
262. 他の競技者より先に、又は同時に得点した場合のみ、ビデオレビュースーパーバイザーは、得点を与えることができる。
263. ビデオレビューのリクエストにより試合が停止された前の6秒間がビデオレビューの対象となる。

264. 両コーチが同時にビデオレビューを要求した場合、ビデオレビュースーパーバイザーは、先に得点したとみなされた競技者にのみ得点を与えることができる。
265. ビデオレビューにおいて、得点技が同時に入っていた場合、双方の競技者に得点を与えられる。
266. ビデオレビュースーパーバイザーは、先取を除き、副審の判定を覆すことはできない。
267. 競技規定に反する行為があった場合、タタミマネジャーは、監査が試合を中断し主審に指示することを監督する。
268. 主審は、反則を指摘し、競技規定に基づき、ウォーニング及びペナルティを科す。
269. 主審は判定により同点を解決する。
270. 各試合前に、安全具が規定に従っているかを確認するのは、常に監査の責任である。
271. 主審が時間終了のベルを聞き逃した場合、監査は笛を吹く。
272. 副審2名制の場合、副審は、場外、過度の接触、カテゴリーによっては規定違反となるスキンタッチなどの合図を行い主審を補佐する。
273. 副審2名制の場合、主審は自主的にウォーニング及びペナルティを適用する。
274. 副審2名制の場合、副審2名又は副審1名と主審が、同じ競技者に異なるポイントを示した場合、高い方のポイントを与える。
275. 副審2名制の場合、副審2名又は副審1名と主審が、同じ競技者に異なるウォーニングを示した場合、軽い方のウォーニングを科す。